



令和4年1月28日（金）

国土交通省 九州地方整備局

菊池川河川事務所

竜門ダムエントランス広場等が「都市・地域再生等利用区域」に指定！

～竜門ダム周辺地域の「夢」がひとつ、形になります！！～

菊池市では竜門ダム周辺地域の産業の振興と観光客の誘致を図っていくことを目的に、令和2年より竜門ダムエントランス広場及び流水公園を利用した広場、イベント施設と一体となすキャンプ場を、菊池市主体の社会実験として実施してきました。

このたび菊池市より「都市・地域再生等利用区域」の指定に関する要望が九州地方整備局へ出され、今般、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行いました。

今回の区域指定により、占用主体である菊池市が民間事業者等と使用契約を結ぶことで、竜門ダムエントランス広場及び流水公園を利用したキャンプ場の運営や、それに付随する飲食の提供などの店舗等による営業やイベントの開催などが可能となります。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 菊池川河川事務所

管理課長 福島 研一郎（内線331）

建設専門官 宇佐美 湖（内線401）

TEL：0968-44-2171（直通）

竜門ダムエントランス広場等の利活用状況

菊池広報
Kikuchi City Public Relations Magazine
8月号
vol.221
2021年9月18日発行

未来に残す
菊池飛行場の記憶

おトクーボン!
熊本の菊池
POSTCARD

SUP
体験会

参加費
無料

日付 令和2年 9月 19日
会場 集合場所：ロンロン館
午前の部：8時30分～9時30分受付 10時開始
午後の部：12時30分～13時30分受付 14時開始
持参：濡れても良い格好、着替え
協力：美濃ろくろ工芸館

Last Dragon Ultra

EVENT

LAST DRAGON
ULTRA 1ST 開催要領

開催日時

2021年9月18日 午前10時

スケジュール

8:30 受付開始
9:30 受付締切
9:30 プリーフィング
10:00 スタート

会場

〒861-1671 熊本県菊池市班蛇口 竜門ダム芝生広場

KIKUCHI
CAMP
VOL.1
ドラゴンキャンプ場 × WOODS
2021.12.18.SAT

場所：ドラゴンキャンプ場
〒861-1111
熊本県菊池市龍門 916
料金：ソロキャンプ/3000円 2人以上/5500円

CHECK IN 11:00
CHECK OUT 11:00

WOODS

INFO: Instagram
チケット販売所: WOODS菊池店 (TEL:0968-23-6030) @dorangocampsite
11月19日より販売開始。12月18日当日まで販売いたします。 @woods_dns

竜門ダム周辺の地域住民より、産業の振興と観光客誘致を図っていくことを目的として、竜門ダムエントランス広場及び流水公園を利用したキャンプ場を開設したいとの要望がありました。

令和2年9月から1年を通して社会実験事業を行った結果、利用者には大変好評を得ており、十分な収益が見込まれるため、今回、同施設を通年利用していくことで、さらなる周辺地域の振興を図る必要があることから、菊池市より「都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書」を受け、今回の指定に至ったものであります。

河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号 建設事務次官通達・抄）

<第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る 占用の特例>

第二十二（都市・地域再生等利用区域の指定等）

河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道
 - 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設
 - 九 突出看板
 - 十 川床
 - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
- 4 都市・地域再生等占有主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
 - 一 第六に掲げる占有主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占有主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

第二十三（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可）

河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占有主体が占用の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

第二十四（占用の許可の期間）

第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

第二十五（占有者以外の施設利用）

第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占有施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第１項及び同第２項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和４年　１月２８日

九州地方整備局長

第１　都市・地域再生等利用区域

菊池川水系迫間川流域（竜門ダム）で別図に示す区域

第２　都市・地域再生等占用方針

（１）占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設及びこれらと一体をなすキャンプ場等

（準則第二十二第３項第一号、第二号、第六号及び第十一号）

（２）許可方針

1. 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
2. 竜門ダム周辺地域の振興に寄与するものであること。
3. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
4. 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
5. 占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
6. 水防活動上やむを得ない場合には、河川管理上支障のない範囲で土砂、樹木等を水防活動に利用することができるものとする。
7. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
8. 占用施設の利用者数や活動状況を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

9. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
10. 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

菊池市（準則第二十二第4項第一号）

位置図



都市・地域再生等利用区域図（竜門ダムエントランス広場等）

